

佐々木惣一の憲法思想と国民国家  
-日本憲法の独自性と立憲主義の普遍性の間-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大和, 友紀弘 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/22571">http://hdl.handle.net/10291/22571</a>

# 2021年度 文学研究科

## 博士学位請求論文（要旨）

佐々木惣一の憲法思想と国民国家

——日本憲法の独自性と立憲主義の普遍性の間——

史学専攻  
大和 友紀弘

### 1 問題意識と目的

本論は、戦前から戦後にかけて行政法学・憲法学者として活躍した佐々木惣一（1878—1965年）の生涯と思想に注目し、人間の自由と平等を重んじ政治参加の拡大を目指す思考と、「国民国家」あるいは「國體」に関わる一国の独自性の維持・発展を志向する言説がどのように関係し合っていたかという問題を、近代日本の憲法を巡る歴史的な文脈において論じるものである。

近年、歴史学における近代日本の憲法思想研究は「國體」論や「日本主義」研究の隆盛と交差しながら進展してきている。美濃部達吉や吉野作造と並ぶ「デモクラシーの選手」（宮澤俊義）であり、かつ「皇室と国家を守らんとした大忠の士」（里見岸雄）とも評された佐々木の歴史的研究は、戦前と戦後の連続性を考慮しながら、同時に戦後の価値観を相対化して眺める歴史的観点を獲得することができる対象として意義がある。これまで反権力的な「自由主義者」・「立憲主義者」としての佐々木に注目が集まり、その「國體」論や「国家主義」は「限界」として否定的に言及されるか、あるいは本意はそこになかったと評される傾向にあった。このような二項対立的理解自体は近年の研究において崩されていく兆候が見られるものの、長期的な時間軸を設定した佐々木の通時的な分析は未だ不十分な状況である。

本論では、反国家・反権力といった価値観を前提とせず、個人の学問的生涯を対象を絞って歴史的な文脈の中で位置付ける方法を採用する。日本近現代史における普遍性を探求してきた「自由主義」研究と、日本の独自性の論理を内在的に検討してきた「國體」論研究の問題意識を架橋しながら佐々木を実証的に分析することで、「リベラル」の在り方を歴史的に相対化すること、そしてそれを通して、自由であるべき人間社会における法や国家の役割を過去の人間はどのように考えてきたのか、そのことを考察することが本論の目的である。

### 2 構成及び各章の要約

本論は、明治期から敗戦直後までを通覧する構成となっており、序章・終章に加えて、第Ⅰ部「学問形成と西洋との格闘 1878—1912年」（第1—2章）、第Ⅱ部「国際化」と「国民化」の中の立憲主義 1913—1932年」（第3—5章）、第Ⅲ部「総力戦体制と日本憲法の「独自性」 1933—1949年」（第6—8章）の3部8章構成で佐々木の生涯を概ね時系列的に辿っていく。

第1章「明治期の佐々木惣一——「法律学的研究」における西洋と日本」では、明治期の佐々木の研究活動を分析した。青年期より現実社会や国家への強い関心を懐いていた佐々木であったが、東京帝国大学への対抗意識に溢れる創設当初の京都帝国大学法科大学で学び、講師・助教授となって公法学の「法律学的研究」の必要を説いた。更に公法は国家的な法であり、研究するには法の規定を重んじ、その歴史に基づく独自性を考慮すること、西洋学説の直輸入には慎重であるべきと考えるようになった。

しかし、それは佐々木が日本の独自性を根拠に西洋の学問を排斥していたことを意味しないどころか、日本の公法学を「幼稚」な段階と認めざるを得なかった佐々木にとっての明治期の研究はドイツ国法学の受容

と格闘の日々だったのであり、西洋への憧憬と対抗意識が共存していた。

第2章「ドイツ留学から「明治」の終焉へ」では、1909年11月に日本を発って3年間に亙った独仏英留学を、特にドイツでの経験について整理し、更に帰国直後の動向について論じた。留学中佐々木はゲオルク・イェリネックの講義や演習に参加し、ゲルハルト・アンシュッツ等とも交流した。佐々木はイェリネックの自由主義的な「理論」の影響を受けながらも、「一般国家学」のような「普遍主義」には一定の距離をとり、国家一般の総合的研究よりも日本憲法の解釈学の構築に力を注ぐことになる。

また佐々木は吉野作造などと行動を共にした「社会観察」の過程で、「社会」問題への関心を深めたが、「法律学的研究」を転換して社会学的研究を取り入れたわけではなかった。そして帰国後教授となった佐々木の講義には、のちの瀧川事件の際に同僚となる法学者たちが学生として姿を現し始める。

第3章「佐々木惣一における「解釈法学」の論理と意義——「自由法運動」に対する立場を中心に」では、大正期日本における自由法運動を巡る時代状況を踏まえて、佐々木の「解釈法学」論を検討した。特に米騒動後の佐々木は、社会政策の必要性など「社会問題」を重要視するようになり、自身の学問の在り方にも不安を懐き始めた。しかし法社会学とは距離を置き、「ある」法を「あるがままに」知る解釈法学の方法を、人々の共同生活保全のために必要であるとして再定位した。佐々木は、日本の学問の歴史的文脈を踏まえて、ドイツの新しい研究潮流を安易に導入して解釈法学を放棄するような動向を戒めた。

その際佐々木は法を「社会の意志」とであると説明した。ここには法の内容が時間と空間において相対的なものであるという含意が伴っており、のちの「獨自性」論に繋がる契機と見ることができる。

第4章「立憲政治と国民道徳——『立憲非立憲』における「責任」を巡って」では佐々木の著作『立憲非立憲』（1918年）を中心に取上げた。佐々木は、解釈法学と区別された政論として、国民の政治参加を軸とした立憲政治論と国民道徳論などの法外の領域へも視野を広げていった。吉野作造の民本主義とも呼応した『立憲非立憲』は、デモクラシー対ナショナリズムという歴史観では捉え切れず、立憲政治を体得できる「日本国民」への自尊心に支えられていた。

国民としての「責任」を強調した佐々木の立憲政治論では、「違憲」でないだけでなく「非立憲」でない行動をとるという態度を政治権力に求めるとともに、そのような政治権力も国民に対する「他者」ではないと考えられており、政府批判の自己目的化は戒められた。政治を行うのは国民自身であり、国家は人間の生活を理想に向かって向上させるための共同の努力として位置付けられた。「国民」としての責任の自覚という関心が立憲政治と国民道徳を結び付け、佐々木の立憲政治論は国民国家構想としての側面を持っていた。

第5章「「非立憲」と共存する政党政治——政治的「事実」としての政党、元老、統帥権」では、佐々木と美濃部達吉の元老認識を中心として、彼らが解釈法学だけでは論じ尽くせない「事実」をどう扱ったかを論じた。佐々木は後継首相の奏薦という元老の慣行が続いている現実を認めながらも、その役割は将来的に憲法典上の機関である国务大臣（辞任する首相）に移行されるべきと考えていた。対する美濃部は元老を憲法習律の中で把握して追認し、後継者としては内大臣を想定していた。統帥権干犯問題では、美濃部と結論を同じくして内閣擁護に立った佐々木であるが、その立論の過程では美濃部への批判が見て取れる。佐々木には規範と現実の緊張関係がより見られるが、結果として「現実」に即していたのは美濃部憲法学であり、実際に政党内閣は五・一五事件後の情勢を鑑みた元老の判断によって終止符を打たれた。

第6章「「非常時」における法実証主義と「公明正大」な国家」では瀧川事件を挟んだ前後の時期を対象とし、法実証主義と評される法学的態度と、実際の国家権力に対する批判的態度の関係に焦点を当てた。五・一五事件後も、佐々木のデモクラシー論は選挙を通じた複数政党間の討議による議会政治を基本に据えていたが、割拠主義の弊害と内閣強化の必要性を認めることにも吝かではなかった。そして佐々木の法学の眼が解釈法学にあったからこそ、法を制定し運用する国家機関が「正しく」機能することに期待し、信頼した。とはいえ国家機関は佐々木の考える「正しさ」に従って行動するとは限らないのであり、また政治家と国民の一体性を基礎付けていた「代表」概念は「科学的」に批判されるに至り、公権力が「他者」として立ち現れるという現実が突き付けられた。

第7章「立憲主義者の「戦争」——帝国憲法の「獨自性」と「國體憲法學」」では、日中戦争勃発から対米

開戦前後の佐々木を追い、その立憲政治論が総力戦体制下でどのような帰結を見たのかを明らかにした。天皇機関説事件後の、新世代の法学者による流行の理論や里見岸雄の「國體憲法學」に対する佐々木の応答が、論文「我國の憲法の獨自性について」の連載であった。佐々木は里見の研究を高く評価し、里見は特に佐々木の人格に惹かれた。元来里見は佐々木の「國體」論や憲法改正の理論には批判的で、黒田覚や尾高朝雄に共鳴していたが、大政翼賛会批判という具体的な政治問題において佐々木と共闘した。

対米開戦後の佐々木は「統制経済」批判等で自由主義的な立場を堅持すると同時に、戦局の悪化につれて国家に「没入」した各々の使命遂行を説いていく。責任主体としての国民が政治に参与し国家の向上に努めるという立憲政治論は、戦争遂行のための挙国一致論と矛盾するものではなかった。

第8章「帝国憲法への郷愁と「象徴」への懷疑」では、敗戦国となった日本の主体性をいかに維持するかに腐心し、「國體」擁護に向けて行動した佐々木の心情と論理を追跡した。佐々木は「民意主義」と「自由主義」が日本で実現されることを常に望んでいたが、占領下での性急な憲法改正に対しては国家権力と国民が「他者」であり続けてしまうことへの懸念を懐き反対した。

日本の独自性と立憲主義の普遍性の間で思考してきた佐々木の憲法思想にとって、日本国憲法は前者の独自性の否定に他ならず、必然的に反対の主張を展開した。佐々木は、天皇と国民の関係を非政治的な「伝統」として再定義した和辻哲郎の批判を前にしてなお、政治的な天皇論に拘り続けた。背景には、「自己主張の思想」を有する現代の人間という大正期以来の人間観の帰結という意味を含んだ、「象徴」への懷疑があった。

終章では、まず日本国憲法下での佐々木の学問的活動をこれまでの分析との関連で概観し、佐々木において混然一体となっていた「護憲」と「国家主義」、左派と右派を横断した人間関係といった特徴が、門下生の政治的立場において分化していくことを述べた。続いて結論として、論文全体のまとめを行った。瀧川事件における政府との「対決」という評価を全体に投影し過ぎることには慎重であるべきで、佐々木の知的営為を全体として見た時、彼を国家権力への抵抗者たることを自任するような知識人と規定するのは困難である。佐々木は独立した「法」の領域を常に想定し、その客観的な拘束力と自由の確保に期待した。同時に「自由」な国民の主体的な国家への参加を通じた理想実現を希求したのであり、その立憲政治論は立憲主義という普遍性を体得し得る日本国民の独自性という矜持によって支えられていた。そこで近代日本の自由主義論の文脈を参照しつつ「法」についての考察を敷衍し、佐々木の憲法思想の特徴を「国家を実現する立憲主義」と表現した。最後に今後の展望に触れ、本論を閉じた。